

SAGAプレミアム商品券使用約款

SAGAプレミアム商品券使用約款（以下「本約款」という。）は、紙版佐賀県プレミアム付商品券「SAGAプレミアム商品券」（以下、単に「商品券」という。）の使用者（以下、単に「使用者」という。）等の遵守事項を定めるものであり、使用者等は、本約款に従い、商品券の使用等を行うものとする。

（定義）

第1条 本約款において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

（1）商品券

資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段であって、使用者の購入金額を超えて対価の弁済に充てることができ、発行者である佐賀県商工会連合会（以下、単に「発行者」という。）が認めた取扱店で共通して使用できるもの

（2）使用者等

商品券の保有を希望する者（以下「保有希望者」という。）、商品券の保有者（以下、単に「保有者」という。）及び使用者

（3）取扱店

保有者との間で自己が指定した対象商品（財やサービス、発行者の規約で認めるものに限る。）について商品券を使用した取引を行う個人事業者及び法人

（4）商品券使用取引

保有者が、取扱店において、商品券と引き換えに、対象商品等を購入、借受又はサービスの提供を受ける取引

（商品券の購入申込み、発行、販売）

第2条 保有希望者は、発行者が指定する方法に従い、発行者に対し、1冊につきプレミアム無償付与分を除き4,000円単位で商品券の購入を申し込むことができる。申込みは商品券の種類ごとに1人あたり6冊（プレミアム無償付与分を除き24,000円）を上限とする。ただし、商品券の追加販売を行う際は、上限を変更する場合がある。

2 発行者は、エリア商品券（SAGAプレミアムPay・SAGAプレミアム商品券発行規約第6条第2項のエリア商品券をいう。）として、1枚額面500円の10枚綴り（プレミアム無償付与分を含み5,000円）を1冊とし商品券を発行する。1冊のうち、5枚は共通券（購入したエリア内の全ての取扱店で使用することができるものをいう。以下同じ。）、5枚は専用券（購入したエリア内の佐賀県内に本社又は本店の登記がある法人の取扱店及び佐賀県内に在住する個人事業主の取扱店で使用することができるものをいう。以下同じ。）とする。

3 発行者は、保有希望者による第1項に従った商品券の購入申込みを承諾するときは、商

品券の種類ごとに、応募総額が発行総額以下の場合には全応募者を当選とし、応募総額が発行総額を超える場合には抽選により当選者と当選者に販売する商品券冊数を確定させる。発行者は、当選者に対し、当選通知兼引換券を送付し、商品券の購入場所及び購入可能な期間を通知する。

- 4 発行者は、当選通知兼引換券を持参した当選者に対し、商品券の販売を行う。なお、当選者が、前項で通知した場所及び期間において購入しなかった場合、当選通知兼引換券は効力を失う。
- 5 商品券の購入申込みに要する郵送料や保有希望者のスマートフォンの通信料・接続料等は、保有希望者が負担するものとする。
- 6 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピュータ等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、商品券の発行の全部又は一部を休止し、又は停止する場合があることを保有希望者は予め承諾するものとする。

(券面表示事項)

第3条 商品券には、次の事項を表示する。

- (1) 名称
- (2) 種類（使用対象エリア）
- (3) 券種（共通券、専用券の別）
- (4) 有効期間
- (5) 管理番号
- (6) 発行元
- (7) 額面金額
- (8) 使用対象外品目
- (9) 取扱店舗欄
- (10) 取扱店のみ使用ができること
- (11) 釣銭は支払われないこと
- (12) 商品券の盗難、紛失、滅失、汚損は使用者の責任とし、発行者は責を負わないこと
- (13) 有効期限を過ぎた場合、商品券は無効となること
- (14) 商品券の転売、譲渡及び換金はできないこと
- (15) その他必要な事項は本約款に定めること

(商品券の使用)

第4条 保有者は、取扱店で商品を購入し、又はサービス等の提供を受ける際に、券面に記載された額面金額で商品券を代金の支払いに使用できる。

(商品券使用取引の取消し等)

第5条 使用者は、法令に基づき売買等の契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、取扱店との間で行った商品券使用取引を取り消し、又は解除することはできないものとする。

(使用期間)

第6条 商品券の使用期間は、令和8年9月1日から同年11月30日までとする。期間終了をもって未使用の商品券は失効する。

(払戻し)

第7条 保有者は、商品券の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできない。ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合は保有者への払戻しを行うことがある。

(対象外取引)

第8条 次の各号のいずれかに該当する商品又はサービスは、商品券使用取引の対象外とする。

- (1) 換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、定期券、回数券等）
- (2) 不動産に係る支払（土地購入、家屋購入、家賃の支払い等）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する「麻雀、パチンコ等」、同法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に係る支払
- (4) 国又は地方公共団体への支払（自治体指定ごみ袋含む。）
- (5) 事業上取引（商品仕入れ等）に係る支払
- (6) 取扱店自身での購入を偽る換金行為
- (7) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (8) 保険診療に係る自己負担分の支払
- (9) 金融・保険業（金融機関、貸金業、保険会社、証券会社など）への支払
- (10) 取扱店が特に指定するもの
- (11) その他、発行者が社会通念上、不相当と認めるもの

(釣銭)

第9条 商品券の額面に満たない使用の時の釣銭は、支払われない。

(換金)

第10条 保有者の商品券の換金を行わない。

(転売等の禁止)

第11条 商品券の交換、譲渡、売買及び再使用をしてはならない。

(保有者等の責務)

第12条 保有者は商品券を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 使用者等は、以下に定める行為を行ってはならない。

- (1) 商品券を複製し、改変すること。
- (2) 商品券を偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により使用すること。

- (3) 違法又は公序良俗に反する目的で商品券の発行を受け、又は商品券使用取引を行うこと。
 - (4) 購入申込みに際し、発行者に対し虚偽の申告を行うこと又は事実と反する事項を届け出ること。
 - (5) その他本約款及び発行者が別に定める事項等に反すること
- 3 前項の規定のほか、商品券を不正に使用するなど発行者が不適切と判断する行為を使用者等が行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者及び取扱店は、商品券の使用を認めない場合がある。
- 4 商品券の盗難、紛失、滅失、汚損した場合は保有者の責任とし、発行者は責を負わず、再発行等も行わない。

(不正使用等の損害)

- 第 13 条 使用者等が前条第 2 項に定める行為により発行者又は取扱店に損害を与えたときは、発行者又は取扱店は当該使用者等に損害金の全部を請求するものとする。
- 2 発行者は、前条及び前項に基づき実施した措置により使用者等に損害が生じた場合でも、一切の責を負わない。

(個人情報等の取扱い)

- 第 14 条 発行者は、商品券の発行又は使用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱う。発行者は、第 6 条の期間終了後も本条に従って個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報等をいう。
- (2) 商品券の発行及び使用に関し発行者に提供された個人情報は、以下の目的にのみ利用する。

ア 商品券の運営及びサービス提供

イ サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析

ウ 電子メール等の通知手段による情報発信

エ 使用者等からのお問合せ等に対する適切な対応

オ 個人を特定できない形の統計情報として利用

カ その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

- (3) 発行者は、前号に掲げる目的に必要な範囲に限り、以下に掲げる者と共同利用する。

ア 佐賀県内に所在する商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会

イ 佐賀県内に所在する商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所

ウ 株式会社佐賀広告センター（再委託先を含む。）

エ 佐賀県

(反社会的勢力の排除)

第 15 条 使用者等は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 使用者等は、自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他上記各号に準ずる行為

3 発行者は、保有者及び使用者が前 2 項の規定に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、保有者及び使用者の保有する商品券を無効とすることができる。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、実施した措置に起因して保有者及び使用者に損害等が生じた場合であっても、責を負わず、払戻しも行わない。

(使用中止)

第 16 条 発行者及び取扱店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者等に対し事前に通知することなく、商品券の発行及び商品券使用取引の全部又は一部を停止し、又は中止することがある。この場合、保有者及び使用者は商品券の全部又は一部を使用することができない。

- (1) 使用者等が本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合
- (2) 使用者等が商品券を違法若しくは不正に入手、使用した場合、又はそのおそれがある場合

る場合

(3) 商品券の使用状況に照らし、保有者及び使用者として不適格であると認められる場合

2 発行者及び取扱店は、前項に基づき実施した措置により使用者等に損害が生じた場合でも、一切責を負わないものとする。

(返還請求等)

第 17 条 保有者が不正等を目的として次の各号に掲げることを行った場合は、プレミアム相当額の返還を請求し、発行者で審議し決定した措置を取ることができる。

(1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。

(2) 商品券を担保に提供し、又は質入れをすること。

(3) 取扱店が自ら事業上の取引又は自社商品及びサービス等の提供に利用すること。

(4) その他本商品券の目的に反する行為

(本約款の変更)

第 18 条 発行者は、その裁量により、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 548 条の 4 にしたがって本約款を変更することができるものとする。発行者は、本約款を変更した場合には、所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、使用者等に対して、本約款を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を通知し、又は連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとする。

(権利義務の譲渡等)

第 19 条 保有者及び使用者は、発行者の書面による事前の承諾なく、本約款上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできない。

(商品券の発行及び管理に関する業務の終了)

第 20 条 発行者は、天災地変、公衆衛生上の地域における疫病の蔓延、戦争・内乱・暴動、社会情勢の変化、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、商品券の発行及び管理に関する業務の全部又は一部を終了することがある。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することにより使用者等に周知する措置を講じる。

(分離可能性)

第 21 条 本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

(連絡、通知)

第 22 条 本規約の変更に関する通知その他発行者から使用者等に対する連絡又は通知は、

商品券にかかるウェブサイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 23 条 本約款の準拠法は日本法とし、本約款に起因し又は関連する一切の紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。